

モニター規約

2010年11月10日

この規約は、NZBG Japan Inc.(以下「当社」)が、カシス濃縮果汁のモニターを実施するにあたり、当社とモニター応募者、また、モニター参加者との間の規約です。

1. モニター応募者は、以下規約に同意した上で、カシス果汁モニターに応募します。
2. 当社は、モニター応募時にご連絡頂いた応募者個人情報、別途当社が定める個人情報管理規定に従って管理いたします。
3. モニター応募者は、虚偽の事実・情報を使って応募しません。
4. 当社は、モニターに応募された方の中から、当社基準に従いモニター参加者を決定します。
5. モニター応募情報のうち、個人を特定できる情報を除き、応募情報を本人の承諾なく開示することがあります。ただし、応募個人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)の開示については、必ず事前に本人の承諾を要するものとします。
6. 前項の規定に拘わらず当社は、モニター応募者に対する電話又は電子メール、郵便物の送付等応募者との通信連絡等の目的においては、応募者の事前承認を得ることなく、応募者個人を特定できる情報(氏名、住所、メールアドレス等)を自ら利用できるものとします。
7. 当社は、正規に輸入された無添加・無加工のカシス濃縮果汁(加熱処理済み)をモニターに使用します。
8. アレルギー、忌避症を含むあらゆる理由で当社のカシス果汁がモニター参加者の摂取に適しない場合、モニター参加者は自己責任で飲用・使用を中止します。
9. 当社の提供するカシス果汁で生じるあらゆる健康上の問題・障害、また、それに伴い発生する医療・治療等に関わるあらゆる費用に対し、当社は一切責任を負いません。
10. モニター参加者は、モニター用サンプルを当社の指示に従い保管・使用し、当社より破棄の指示があった場合は、その指示に従い破棄します。
11. モニター参加者は、モニター用サンプルを第三者に譲渡・販売しません。
12. モニター参加者はモニター終了後、速やかにモニター報告書に必要事項を記入し、当社に報告します。
13. 本モニターに関する参加者の報告内容の著作権を、全て当社に譲渡します。当社は、その回答内容を自由に選択、修正、編集することができます。なお、参加者は、当該著作権に係る著作人格権を当社及び第三者に対して行使できません。
14. 当社及び顧客、又は当社や顧客に指定されたものは、本サービスに基づき行われた調査に対して参加者が行った報告内容を利用し、参加者本人の承諾なしに開示することができます。